

改正案	現行
<p>第一条の二 令第二条の二の二の指定医証の様式は、別記様式第一号によるものとする。</p> <p>第一条の三 令第二条の二の五の厚生労働省令で定める書類は、法第十九条第一項の研修を受けなかつたことにつきやむを得ない理由が存することを証する書類とする。</p> <p>第四条の二 法第十九条の四の二の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる記載の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 法第三十六条第三項に規定する行動の制限を必要とするかどうかの判定に係る記載</p> <p>イ 法第三十六条第三項の規定による指定医（法第十八条第一項に規定する指定医をいう。以下同じ。）が必要と認めて行つた行動の制限の内容</p> <p>ロ・ハ（略）</p> <p>六～八（略）</p> <p>第四条の十三 法第十九条の六の十六第二項に規定する当該職員的身分を示す証票は、別記様式第一号によらなければならない。</p>	<p>第四条の二 法第十九条の四の二の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる記載の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 法第三十六条第三項に規定する行動の制限を必要とするかどうかの判定に係る記載</p> <p>イ 法第三十六条第三項の規定による指定医が必要と認めて行つた行動の制限の内容</p> <p>ロ・ハ（略）</p> <p>六～八（略）</p> <p>第四条の十三 法第十九条の六の十六第二項（法第五十条の二の四第二項及び第五十条の三の三第二項において準用する場合を含む。）に規定する当該職員的身分を示す証票は、別記様式第一号によらなければならない。</p>

第五条 法第二十二條の四第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～三 (略)

四 法第二十二條の四第二項に規定する退院の申出により退院できる旨並びに同条第三項及び第四項後段の規定による措置に関する事項

第五條の二 法第二十二條の四第四項の厚生労働省令で定める精神病院の基準は、次のとおりとする。

一 法第三十三條の四第一項の規定による都道府県知事の指定を受けていること又は受ける見込みが十分であること。

二 地方公共団体の救急医療（精神障害の医療に係るものに限る。）の確保に関する施策に協力して、休日診療及び夜間診療を行っていること。

三 二名以上の常時勤務する指定医を置いていること。

四 法第二十二條の四第四項後段の規定による措置について審議を行うため、事後審査委員会を設けていること。

五 精神病院に入院中の者に対する行動の制限がその症状に応じて最も制限の少ない方法により行われているかどうかを審議するため、行動制限最小化委員会を設けていること。

第五條の三 法第二十二條の四第四項の厚生労働省令で定める医師の基準は、次のとおりとする。

一 四年以上診断又は治療に従事した経験を有すること。

二 二年以上精神障害の診断又は治療に従事した経験を有すること。

第五条 法第二十二條の四第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～三 (略)

四 法第二十二條の四第二項に規定する退院の申出により退院できる旨及び同条第三項前段の規定による措置に関する事項

三 精神障害の診断又は治療に従事する医師として著しく不相当と認められる者でないこと。

第五条の四 法第二十一条の四第五項において準用する法第十九条の四の二に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 法第二十一条の四第四項後段の規定による措置を採つた年月日及び時刻並びに解除した年月日及び時刻
- 二 当該措置を採つたときの症状

第五条の五 法第二十一条の四第四項後段の規定による措置を採つた精神病院の管理者は、当該措置を採つた日から一月以内に、次の各号に掲げる事項に関する記録を作成し、保存しなければならない。

- 一 精神病院の名称及び所在地
- 二 患者の住所、氏名、性別及び生年月日
- 三 診察した法第二十一条の四第四項に規定する特定医師（以下「特定医師」という。）の氏名
- 四 入院年月日及び時刻
- 五 病名
- 六 生活歴及び現病歴
- 七 当該措置から十二時間以内に法第二十一条の四第三項の規定による診察をした指定医の氏名及び診察した日時
- 八 前号の診察の結果、法第二十一条の四第二項の措置は必要ないと認めるときは、その理由
- 九 第五条の二第四号の事後審査委員会による審議を行った結果

第六条 法第二十一条の四第七項、第二十九条第三項（法第二十九条の

第六条 法第二十一条の四第四項、第二十九条第三項（法第二十九条の

二 第四項及び第三十三條の五において準用する場合を含む。）及び第三十三條の三本文の厚生労働省令で定める事項は、第五條第二号に掲げる事項とする。

第七條 第四條の十三の規定は、法第二十七條第五項及び第三十八條の六第三項において読み替えて準用する法第十九條の六の十六第二項に規定する指定医及び当該職員の身分を示す証票について準用する。この場合において、第四條の十三中「別記様式第二号」とあるのは、「それぞれ別記様式第一号及び第二号」と読み替えるものとする。

第十三條 第五條の二の規定は、法第三十三條第四項の厚生労働省令で定める基準について準用する。この場合において、第五條の二第四号中「法第二十二條の四第四項」とあるのは、「法第三十三條第四項」と読み替えるものとする。

第十三條の二 法第三十三條第五項において準用する法第十九條の四の二に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 法第三十三條第四項後段の規定による措置を採つたときの症状
- 二 法第二十二條の三の規定による入院が行われる状態にないと判定した理由

第十三條の三 法第三十三條第一項の規定による措置を採ろうとする場合において、同條第四項後段の規定による措置を採つた精神病院の管理者は、当該措置を採つた日から一月以内に、次の各号に掲げる事項に関する記録を作成し、保存しなければならない。

- 一 精神病院の名称及び所在地

二 第四項及び第三十三條の五において準用する場合を含む。）及び第三十三條の三本文の厚生労働省令で定める事項は、第五條第二号に掲げる事項とする。

第七條 第四條の十三の規定は、法第二十七條第五項及び第三十八條の六第三項において読み替えて準用する法第十九條の六の十六第二項に規定する指定医及び当該職員の身分を示す証票について準用する。この場合において、第四條の十三中「別記様式第一号」とあるのは、「それぞれ別記様式第一号及び第一号」と読み替えるものとする。

- 二 患者の住所、氏名、性別及び生年月日
 - 三 診察した特定医師の氏名
 - 四 入院年月日及び時刻
 - 五 病名
 - 六 法第二十二條の三の規定による入院が行われる状態にないと判定した理由
 - 七 生活歴及び現病歴
 - 八 当該措置から十二時間以内に法第三十三條第一項の規定による診察をした指定医の氏名及び診察した日時
 - 九 前号の診察の結果、法第三十三條第一項の措置は必要ないと認めるときは、その理由
 - 十 第五條の二第一項第四号の事後審査委員会による審議を行った結果
 - 十一 保護者の住所、氏名、性別、生年月日及び患者との続柄
 - 十二 保護者が法第二十条第二項第四号に掲げる者（以下「選任保護者」といふ。）であるときは、その選任年月日
- 2 法第三十三條第二項の規定による措置を採らうとする場合において、同条第四項後段の規定による措置を採つた精神病院の管理者は、当該措置を採つた日から一月以内に、次の各号に掲げる事項に関する記録を作成し、保存しなければならない。
- 一 前項第一号から第十号までに掲げる事項
 - 二 入院について同意した扶養義務者の住所、氏名、性別、生年月日及び患者との続柄
 - 三 法第二十条第二項第四号の規定による家庭裁判所の選任の申立年月日

第十三條の四 法第三十三條第七項の厚生労働省令で定める事項は、次

第十三條 法第三十三條第四項の厚生労働省令で定める事項は、次の各

の各号に掲げる届出の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一 法第三十二条第一項の規定による措置に係る届出

イ〜リ (略)

又 保護者が選任保護者であるときは、その選任年月日

二 (略)

三 法第三十二条第一項の規定による措置を採ろうとする場合において、同条第四項後段の規定による措置を採った場合の届出

イ 診察した特定医師の氏名

ロ 入院年月日及び時刻

ハ 当該措置から十二時間以内に法第三十二条第一項の規定による診察をした指定医の氏名及び診察した日時

ニ 前号の診察の結果、法第三十二条第一項の措置は必要ないと認めたとときは、その理由

ホ 第一号イ、ロ、ニからハまで、リ及び又に掲げる事項

四 法第三十二条第二項の規定による措置を採ろうとする場合において、同条第四項後段の規定による措置を採った場合の届出

イ 第一号イ、ロ及びニからハまでに掲げる事項

ロ 第二号イ及びロに掲げる事項

ハ 前号イからニまでに掲げる事項

第十六条 法第三十二条の四第三項において準用する法第十九条の四

二に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 法第三十二条の四第二項後段の規定による措置を採った年月日及び時刻並びに解除した年月日及び時刻

号に掲げる届出の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一 法第三十二条第一項の規定による措置に係る届出

イ〜リ (略)

又 保護者が法第二十条第二項第四号に掲げる者(以下「選任保護者」という。)であるときは、その選任年月日

二 (略)

二 当該措置を採つたときの症状

三 法第二十二條の三の規定による入院が行われる状態にないと判定した理由

第十六條の二 法第三十三條の四第二項後段の規定による措置を採つた精神病院の管理者は、当該措置を採つた日から一月以内に、次の各号に掲げる事項に関する記録を作成し、保存しなければならない。

一 精神病院の名称及び所在地

二 患者の住所、氏名、性別及び生年月日

三 診察した特定医師の氏名

四 入院年月日及び時刻

五 病名

六 法第二十二條の三の規定による入院が行われる状態にないと判定した理由

七 生活歴及び現病歴

八 当該措置から十二時間以内に法第三十三條の四第一項の規定による診察をした指定医の氏名及び診察した日時

九 前号の診察の結果、法第三十三條の四第一項の措置は必要ないと認めるときは、その理由

十 法第三十三條の四第一項の厚生労働大臣の定める基準に基づき設置された事後審査委員会による審議を行った結果

十一 医療及び保護を依頼した者の患者との関係

第十六條の三 法第三十三條の四第五項の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一 法第三十三條の四第一項の規定による措置に係る届出

第十六條 法第三十三條の四第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

イ 精神病院の名称及び所在地

ロ 患者の住所、氏名、性別及び生年月日

ハ 入院年月日及び時刻

ニ 病名及び症状

ホ 法第二十二條の三の規定による入院が行われる状態にないと判定した理由

ヘ 診察した指定医の氏名

ト 法第三十四條第三項の規定による移送の有無

チ 医療及び保護を依頼した者の患者との関係

二 法第三十三條の四第一項の規定による措置を採らうとする場合において、法第三十三條の四第二項後段の規定による措置を採つた場合の当該措置に係る届出

イ 診察した特定医師の氏名

ロ 病名

ハ 生活歴及び現病歴

二 当該措置から十二時間以内に法第三十三條の四第一項の規定による診察をした指定医の氏名及び診察した日時

ホ 前号の診察の結果、法第三十三條の四第一項の措置は必要ないと認めるときは、その理由

ヘ 前号イからハまで、ホ及びヒに掲げる事項

第十九條 法第三十八條の二第一項前段の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～三 (略)

四 病名及び過去六月間(入院年月日から起算して六月を経過するまでの間は、過去三月間)の病状又は状態像の経過の概要

五～十一 (略)

一 精神病院の名称及び所在地

二 患者の住所、氏名、性別及び生年月日

三 入院年月日及び時刻

四 病名及び症状

五 法第二十二條の三の規定による入院が行われる状態にないと判定した理由

六 診察した指定医の氏名

七 法第三十四條第三項の規定による移送の有無

八 医療及び保護を依頼した者の患者との関係

第十九條 法第三十八條の二第一項前段の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～三 (略)

四 病名及び過去六月間の病状又は状態像の経過の概要

五～十一 (略)

2 (略)

3 法第三十八条の二第一項前段の規定による報告は、法第二十九条第一項の規定による措置が採られた日の属する月の翌月を初月とする同月以後の六月ごとの各月に行わなければならない。ただし、入院年月日から起算して六月を経過するまでの間は、三月ごとの各月に行わなければならない。

第二十条 法第三十八条の二第二項において準用する同条第一項前段の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 三 (略)

四 法第二十二條の三の規定による入院が行われる状態にいかどつかの検討

五 前条第一項第一号、第二号、第六号及び第八号から第十号までに掲げる事項

2 法第三十八条の二第二項において準用する同条第一項後段の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 症状

二 前項第二号及び第四号並びに前条第一項第六号及び第八号に掲げる事項

3 (略)

第二十条の二 法第三十八条の二第三項の厚生労働省令で定める期間は、五年間とする。

第二十条の三 法第三十八条の二第三項の厚生労働省令で定める者は、

法第三十八条の七第一項の規定による命令を受けた後、相当の期間を経過してもなお当該精神病院に入院中の者の処遇が改善されないと認

2 (略)

3 法第三十八条の二第一項前段の規定による報告は、法第二十九条第一項の規定による措置が採られた日の属する月の翌月を初月とする同月以後の六月ごとの各月に行わなければならない。

第二十条 法第三十八条の二第二項において準用する同条第一項前段の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 三 (略)

四 前条第一項第一号、第二号、第六号及び第八号から第十号までに掲げる事項

2 法第三十八条の二第二項において準用する同条第一項後段の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 症状

二 前項第二号並びに前条第一項第六号及び第八号に掲げる事項

3 (略)

められる者とする。

第二十条の四 法第二十八条の二第三項の厚生労働省令で定める基準は、法第二十一条の三の規定により入院している者が次に掲げる要件のいずれかを満たすこととする。

一 入院後一年以上経過していること。

二 入院後六月を経過するまでの間に法第三十六条第三項に規定する行動の制限を受けたこと又は夜間以外の時間帯に病院から自由に外出することを制限されたこと（前号に該当する者を除く。）。

第二十条の五 法第二十八条の二第三項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 入院年月日及び前回の法第二十八条の二第三項の規定による報告の年月日

二 第十九条第一項第一号、第二号、第六号、第八号及び第九号並びに第二十条第一項第二号及び第三号に掲げる事項

第二十一条 法第二十八条の三第一項及び第五項の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる報告又は届出の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一・二（略）

三 法第三十三条第七項の規定による届出 第十三条の四第一号イから又までに掲げる事項

四 法第二十八条の二第三項の規定による報告 第二十条の五各号に掲げる事項

第二十三条 法第四十五条第一項の厚生労働省令で定める書類は、第一

第二十一条 法第二十八条の三第一項の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる報告又は届出の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一・二（略）

三 法第三十三条第四項の規定による届出 第十三条第一号イから又までに掲げる事項

第二十三条 法第四十五条第一項の厚生労働省令で定める書類は、次の

号又は第二号に掲げる書類及び第三号に掲げる書類とする。

一 (略)

二 次に掲げる精神障害を支給事由とする給付を現に受けていることを証する書類の写し

イ〜ハ (略)

ト 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第百六十六号)に基づき特別障害給付金

三 精神障害者の写真

第二十六条 令第七条第一項の規定により精神障害者保健福祉手帳交付台帳に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一〜三 (略)

四 精神障害者保健福祉手帳の再交付をしたときは、その年月日及び理由

第二十九条 令第九条第一項の規定による障害等級の変更の申請については、前条第一項の規定を準用する。

第三十一条から第三十四条まで 削除

各号のいずれかに該当する書類とする。

一 (略)

二 次に掲げる精神障害を支給事由とする年金たる給付を現に受けていることを証する書類の写し

イ〜ハ (略)

第二十六条 令第七条第一項の規定により精神障害者保健福祉手帳交付台帳に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一〜三 (略)

四 通院医療費受給者番号
五 精神障害者保健福祉手帳の再交付をしたときは、その年月日及び理由

第二十九条 令第九条第一項の規定による障害等級の変更の申請については、第二十八条第一項の規定を準用する。

第三十一条 法第五十条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 施設の名称、種類及び所在地

二 設置者の氏名、住所及び経歴(法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地)

三 条例、定款その他の基本約款

四 建物その他の設備の規模及び構造

五 運営の方針

六 利用定員

七 職員の定数及び職務の内容

八 施設の長その他主な職員の氏名及び経歴

九 事業開始の予定年月日

2 法第五十条第二項の規定による届出は、収支予算書及び事業計画書を提出することにより行つものとする。

第三十二条 法第五十条第四項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 廃止し、又は休止しようとする年月日
- 二 廃止又は休止の理由
- 三 現に利用している者に対する措置
- 四 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

第三十三条 法第五十条の二第六項の厚生労働省令で定める援助は、次のとおりとする。

- 一 調理、掃除その他の自立した生活を営むための日常生活上の世話
- 二 自主的な活動、地域及び家族との交流等の機会の提供
- 三 住居、就業その他の日常生活に必要な情報の提供

第三十四条 削除

第四十一条 令第十五条第一項の規定により、令第二条の二から第二条の二の五までに規定する厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。

第四十一条 法第五十一条の十五第一項及び令第十五条第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第一号に掲げる権限を自ら行つことを妨げない。

一 法第五十一条の十二第一項に規定する権限

(裏表紙)

備 考

1. 医療や生活などのことで相談したいときは、市町村役場、保健所、精神保健福祉センター、福祉事務所などに御相談下さい。
2. 住所や氏名が変わったときは、変更届を出してください。
3. この手帳を万一なくしたりしたときは、再交付を申請してください。
4. この手帳は、他人に譲ったり、貸したりすることはできません。
5. 更新の申請は、有効期限の3か月前から市町村役場で行うことができます。

(表表紙)

障 害 者 手 帳

都道府県（指定都市）名

(内面左)

氏名

住所

生年月日 性別

障害等級

手帳番号 号

(注意) 縦9cm×横6cmを標準とすること。

(内面右)

交付日 年 月 日

有効期限 年 月 日

(更新)

(更新)

(更新)

(更新)

都道府県（指定都市）名 印

〔精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の保健福祉手帳〕

(裏表紙)

備 考

1. 医療や生活などのことで相談したいときは、市町村役場、保健所、精神保健福祉センター、福祉事務所などに御相談下さい。
2. 住所や氏名が変わったときは、変更届を出してください。
3. この手帳を万一なくしたりしたときは、再交付を申請してください。
4. この手帳は、他人に譲ったり、貸したりすることはできません。
5. 更新の申請は、有効期限の3か月前から市町村役場で行うことができます。

(表表紙)

障 害 者 手 帳

都道府県（指定都市）名

(内面左)

氏名

住所

生年月日 性別

障害等級

手帳番号 号

通院医療費受給者番号 号

(注意) 縦9cm×横6cmを標準とすること。

(内面右)

交付日 年 月 日

有効期限 年 月 日

(更新)

(更新)

(更新)

(更新)

都道府県（指定都市）名 印

〔精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の保健福祉手帳〕

<p>第 号</p> <p>精神保健指定医の証</p> <p>氏 名</p> <p>年 月 日 生</p> <p>住所</p> <p>勤務先</p> <p>厚生労働省 印</p>	<p>写真ちょう付面</p> <p>交付日 平成 年 月 日</p> <p>有効期限 平成 年 月 日</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------

(日本工業規格A列6番)

<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律抜すい</p> <p>(報告の徴収及び立入検査)</p> <p>第十九条の六の十六 略</p> <p>2 前項の規定により立入検査を行う当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>(申請等に基づき行われる指定医の診察等)</p> <p>第二十七条 都道府県知事は、第二十三条から前条までの規定による申請、通報又は届出のあつた者について調査の上必要があると認めるときは、その指定する指定医をして診察をさせなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、入院させなければ精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあることが明らかである者については、第二十三条から前条までの規定による申請、通報又は届出がない場合においても、その指定する指定医をして診察をさせることができる。</p> <p>3 都道府県知事は、前二項の規定により診察をさせる場合には、当該職員を立ち合わせなければならない。</p> <p>4 指定医及び前項の当該職員は、前三項の職務を行うに当たつて必要な限度においてその者の居住する場所へ立ち入ることができる。</p> <p>5 第十九条の六の十六第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入りについて準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第二十七条第四項」と、「当該職員」とあるのは「指定医及び当該職員」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第</p>	<p>第二十七条第四項」と読み替えるものとする。</p> <p>(報告徴収等)</p> <p>第三十八条の六 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神病院の管理者に対し、当該精神病院に入院中の者の症状若しくは処遇に関し、報告を求め、若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその指定する指定医に、精神病院に立ち入り、これらの事項に関し、診療録その他の帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)を検査させ、若しくは当該精神病院に入院中の者その他の関係者に質問させ、又はその指定する指定医に、精神病院に立ち入り、当該精神病院に入院中の者を診察させることができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 第十九条の六の十六第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による立入検査、質問又は診察について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第三十八条の六第一項」と、「当該職員」とあるのは「当該職員及び指定医」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第三十八条の六第一項」と読み替えるものとする。</p> <p>(注意)</p> <p>一 この証票の取扱いに注意し、破り、汚し、又は失ったときは直ちに厚生労働大臣に届け出ること。</p> <p>二 精神保健指定医でなくなったときは、厚生労働大臣に返還すること。</p> <p>三 この証票の記載事項に変更が生じたときは、直ちに厚生労働大臣に届け出ること。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(表 面)

<p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">(職) 氏名</p> <p style="text-align: center;">精神保健福祉職員の証</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 生</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省(都道府県又は指定都市)</p> <p style="text-align: center;">印</p>	<p style="text-align: center;">写真ちよう付面</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------

(日本工業規格A列6番)

(裏 面)

<p style="text-align: center;">(注意)</p> <p>一 この証票の取扱いに注意し、破り、汚し、又は失ったときは直ちに厚生労働大臣(都道府県知事又は指定都市市長)に届け出ること。</p> <p>二 精神保健福祉職員でなくなつたときは、厚生労働大臣(都道府県知事又は指定都市市長)に返還すること。</p>	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律抜すい</p> <p>第十九条の六の十六(略)</p> <p>2 前項の規定により立入検査を行う当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものを解釈してはならない。</p> <p>第二十七條 都道府県知事は、第二十三條から前条までの規定による申請、通報又は届出のあつた者について調査の上必要があると認めるときは、その指定する指定医をして診察をさせなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、入院させなければ精神病障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあることが明らかである者については、第二十三條から前条までの規定による申請、通報又は届出がない場合においても、その指定する指定医をして診察をさせることができる。</p> <p>3 都道府県知事は、前二項の規定により診察をさせる場合には、当該職員を立ち合わせなければならない。</p> <p>4 指定医及び前項の当該職員は、前三項の職務を行うに当たつて必要な限度においてその者の居住する場所へ立ち入ることができる。</p> <p>5 第十九條の六の十六第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入りについて準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第二十七條第四項」と、「当該職員」とあるのは「指定医及び当該職員」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第二十七條第四項」と読み替へるものとする。</p> <p>(報告徴収等)</p> <p>第三十八條の六 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神病院の管理者他の帳簿書類の提出若しくは入院中の者の症状若しくは処遇に関する報告を求め、若しくは診察録その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存を命じ、当該職員若しくはその作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含むものを検査させ、若しくは当該精神病院に立ち入り、当該精神病院に入院中の者の関係者に質問させ、又はその指定する指定医に、精神病院に立ち入り、当該精神病院に入院中の者を診察させることができる。</p> <p>3 2 第十九條の六の十六第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による立入検査、質問又は診察に略して準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第三十八條の六第一項」と、同条第三項中「当該職員」とあるのは「当該職員及び指定医」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第三十八條の六第一項」と読み替へるものとする。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(裏表紙)

備 考

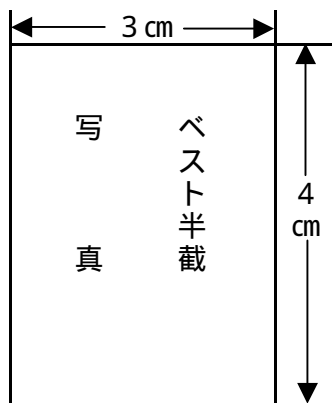
1. 医療や生活などのことで相談したいときは、市町村役場、保健所、精神保健福祉センター、福祉事務所などに御相談下さい。
2. 住所や氏名が変わったときは、変更届を出してください。
3. この手帳を万一なくしたりしたときは、再交付を申請してください。
4. この手帳は、他人に譲ったり、貸したりすることはできません。
5. 更新の申請は、有効期限の3か月前から市町村役場で行うことができます。

(表表紙)

障 害 者 手 帳

都道府県（指定都市）名

(内面左)



氏名

住所

生年月日

性別

障害等級

手帳番号

号

(内面右)

交付日 年 月 日

有効期限 年 月 日

(更新)

(更新)

(更新)

(更新)

都道府県（指定都市）名 印

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の保健福祉手帳

(注意) 縦9cm×横6cmを標準とすること。

(日本工業規格 A 列 6 番)

(裏 面)